

紫波町広告掲載要領

平成20年6月6日町長決裁
(平成22年4月1日一部改正)
(平成26年4月1日一部改正)
(平成27年1月28日一部改正)
(平成28年4月1日一部改正)
(平成29年1月5日一部改正)
(平成29年4月1日一部改正)
(平成30年1月22日一部改正)
(平成31年4月22日一部改正)
(令和2年7月2日一部改正)

(目的)

第1 この要領は、町が発行する広報紙等を媒体として民間企業・商店・団体（以下、企業等）の広告を掲載することにより、地域経済の活性化、広報紙等の充実及び町民へのサービス向上を目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広報紙等

町が作成する広報紙、ホームページ、広報綴り表紙及びその他の広告媒体として活用できる資産のことをいう。

(2) 広告掲載

広告媒体に企業等の広告を掲載することをいう。

(広告の範囲)

第3 掲載できる広告は、市民生活の利便性向上に寄与するもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令、条例、規則等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 政治活動及び宗教活動に関するもの並びに選挙に関するもの

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 個人・団体等の意見広告を内容とするもの

(5) 個人の名刺広告

(6) 消費者に不利益を及ぼすおそれのある訪問販売、先物取引、貸金業及び風俗営業に関するもの並びにこれらに類するもの

(7) 青少年の健全育成の観点から不適切なもの

(8) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(9) 暴力団その他反社会的団体に関与するもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと町長が認めるもの

2 ホームページでの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブサイトの内容についても、前項を適用する。

(広告の規格等)

第4 広告掲載に係る規格は、次のとおりとする。

(1) 広報紙

①大きさ 1 枠 縦 5.5 cm × 横 9 cm

(2) 広報綴り表紙

①大きさ 小枠 1 枠 縦 9 cm × 横 9 cm

大枠 1 枠 縦 9 cm × 横 18 cm

背表紙 1 枠 縦 7 cm × 横 18 cm

(3) ホームページ

①大きさ

バナー 1 枠 縦 50 ピクセル × 横 150 ピクセル

②形式

GIF (アニメーション、透過色不可)、JPEG 又は PNG

③容量

8KB 以下

④バナー画像コントラスト

バナー画像のコントラストについて、アクセシビリティを保持するため、次の基準を満たすこと。

ア バナーで使用する文字色は、背景色に対して 4.5:1 以上のコントラスト比を保持すること。ただし、18 ポイント以上の文字、又は 14 ポイント以上の太字による文字については、3:1 以上のコントラスト比を保持すること。

なお、ロゴ又はブランド名の一部である文字で、色の変更ができない場合を除く。

(JIS X8341-3:2016 達成基準 1.4.3 コントラスト (最低限レベル) の達成基準)

⑤色調及び解像度

文字色と背景色のコントラスト (明度差) は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮すること。また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。

⑥代替文字の指定

バナー画像には代替文字列として、「広告」の文字とともに広告主名を指定するものとする。

(4) その他の広告媒体として活用できる資産

その他の広告媒体として活用できる資産については、その資産の種類・形状等に応じて広告の大きさ等を決定することとする。

2 広告主及び広告代理業者は、広告原稿 (画像データ) を自己の負担により作成し、町が指定する期日までに完全原稿で入稿 (提出) しなければならない。

(広告の掲載料)

第5 広告掲載に係る料金は、別表のとおりとする。ただし、その他の広告媒体として活用できる資産に対して広告を掲載する場合、広告掲載に係る料金は、別に定める。

2 料金は、別表の各金額に地方消費税率を乗じた額とする。

3 広報綴り表紙の背表紙に広告を掲載できるのは、同裏表紙に広告を掲載する者に限る。

(広告掲載料の納入)

第6 広告主及び広告代理業者は、町から請求を受けた後、速やかに、掲載した広告掲載料を町に納入するものとする。

(広告の募集)

第7 広告の募集及び選定方法は、その性質に応じて広告媒体ごとに別に定める。

(広告の申請及び申請者の資格)

第8 広告の掲載を希望する者は、広告媒体ごとに紫波町広告掲載申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請があった場合において、第10に規定する委員会の審査を受けなければならない。

3 一度掲載を許可した広告内容に変更などが生じた場合には、広告主は速やかに広告掲載申請書を再提出しなければならない。

4 広告の掲載を申請することができる者は、次のとおりとする。

(1) 県内に本社又は営業所を有する会社法人、医療法人、企業組合、個人事業主等

(2) 国、政府機関、地方公共団体、独立行政法人等

(3) 県内に事務所を有する公益法人

(4) 前3号に掲げる者以外の者に係る広告については、町長が認めるときに限り、広告の掲載をすることができる。

(通知)

第9 町長は、第8第1項の規定により申請があった場合においては、その申請内容について、第10に規定する委員会で審査し決定した審査結果を紫波町広告掲載審査結果通知書(様式第2号)により申請をした者に通知するものとする。

(審査機関)

第10 広告媒体に掲載する広告内容を審査するため、紫波町広告審査委員会(以下「委員会」という)を設置する。

2 委員会の掌握事務は、次のとおりとする。

(1) 広告内容の審査に関すること。

(2) 申請者の審査に関すること。

(3) 広告掲載料に関すること。

3 委員会の委員長は企画課長を、副委員長は総務課長を、委員は商工観光課長、税務課長及び学務課長をもって充てる。

(会議)

第11 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員長は、会議が成立しないとき、又は会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会議書類による合議をもって審査結果とすることができる。

(庶務)

第12 委員会の庶務は、企画総務部企画課において処理する。

(補則)

第13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第5関係）

紫波町広告掲載に係る料金表

（1）広報紙での掲載

掲載月数	1 か月	3 か月	6 か月	12 か月
1 枠の料金 (1 か月当たりの料金)	10,000 円 (10,000 円)	29,000 円 (9,667 円)	56,000 円 (9,333 円)	108,000 円 (9,000 円)

（2）ホームページでの掲載

掲載月数	1 か月	3 か月	6 か月	12 か月
1 枠の料金 (1 か月当たりの料金)	2,500 円 (2,500 円)	7,250 円 (2,417 円)	14,000 円 (2,333 円)	27,000 円 (2,250 円)

（3）広報綴り表紙での掲載

掲載場所	小枠	大枠
裏表紙	40,000 円	70,000 円
表紙内側	35,000 円	62,500 円
背表紙	10,000 円	

紫波町広告掲載申請書

団 体 名	
代 表 者	
担 当 者	
住 所	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	
掲 載 媒 体	(いずれかに丸) 広報紙 ・ ホームページ ・ 広報綴り表紙 ・ その他
掲 載 枠 数	
掲 載 希 望 月	
広 告 内 容 ※掲載媒体に「ホーム ページ」を希望する場 合は、バナー画像、リン ク先アドレスを記載す ること。	
備 考	

第 年 月 日

（申請者）

紫波町長 氏 名 印

紫波町広告掲載審査結果通知書

年 月 日付紫波町広告掲載申請書について、紫波町広告審査委員会において審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果 申請を許可する（〇〇のため、申請を不許可とする）

- 2 許可する内容
 - （1）掲載月
 - （2）掲載枠
 - （3）掲載媒体
 - （4）内 容